

刑事訴訟記録の編成等について

平成12年10月20日総三第128号高等裁判所長官、
地方、家庭裁判所長あて事務総長通達

改正 平成17年2月24日総三第000020号
平成17年8月19日総三第000566号
平成18年9月1日総三第001103号
平成20年10月27日総三第001000号
平成21年3月10日総三第000257号
平成28年11月22日総三第219号
平成30年5月11日総三第92号
令和2年11月27日総三第227号
令和5年1月18日総三第328号

刑事の通常第一審事件、控訴事件及び再審開始決定後の再審請求事件の記録の編成並びに刑事和解の申立て事件の記録（以下「刑事和解記録」という。）の編成等について下記のとおり定めましたので、これによってください。

なお、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所長から伝達してください。

記

第1 編成方法

訴訟書類は、次のとおり5分して編成する。

1 第1分類（手続関係書類）

この分類は、起訴状、公判調書（手続）及び判決書の3群に分け、その順につづる。

(1) 起訴状群

この群には、起訴状、審判に付する旨の決定書、略式命令書及びこれらの謄本の送達報告書並びに交通事件即決裁判を記載した調書をつづり込む。

(2) 公判調書（手続）群

この群には、主張及び手続の経過を明らかにする次のような書類（5につづるものを除く。）を編年体によりつづり込む。

ア 公判調書（(3)及び2につづるものを除く。）、公判前整理手続調書、期日間整理手続調書、公判調書又は公判前整理手続調書若しくは期日間整理手続調書の記載に対する異議申立調書、訴因又は罰条の追加、撤回又は変更の請求書、起訴状の訂正書、起訴状に対する求釈明書及び釈明書、証明予定事実を記載した書面、証拠開示に関する裁定の請求書及び決定書、証人等特定事項を公開の法廷で明らかにしない

旨の決定書、冒頭陳述書、論告要旨又は弁論要旨を記載した書面、最終陳述書、控訴趣意書、答弁書、即決裁判手続によることについての被疑者又は弁護人の意見を記載した書面、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第350条の16第3項に定める手続をしたことを明らかにする書面、即決裁判手続の申立て却下決定書、即決裁判手続によって審判をする旨の決定の取消決定書、公判前整理手続又は期日間整理手続の請求書及び決定書、弁論の分離、併合又は再開の請求書及び決定書、期日指定書、期日変更の請求書及び決定書、事件の併合又は移送の請求書及び決定書、公判手続の停止決定書、合議体で審理及び裁判をする旨の決定書、忌避又は回避の申立て及び決定書、不出頭許可の決定書、証人等の氏名及び住居の開示に係る措置に関する書類、被害者等の意見陳述、被害者参加又は被害者参加人等による弁論としての意見陳述の申出の通知書、被害者参加人等の代表者選定の通知書、被害者等の意見陳述又は被害者参加人の公判期日等への出席の際に採られる措置に関する書類、刑事和解記録の謄本、裁判員の参加する刑事裁判の合議体の構成及び対象事件からの除外に関する決定書、裁判員等の解任の請求書及び決定書、地方裁判所に対する裁判員等の解任理由の通知書、裁判員等の辞任の申立て書、裁判員等の追加選任の決定書、区分審理決定の請求書及び決定書、区分事件の審理の順序に関する決定書等

イ この群につづる請求書、申立て書又は申出の通知書に記載された請求等に関する書類

（3）判決書群

この群には、判決書（調書判決を含む。）、公訴棄却決定書、控訴棄却決定書、上訴の放棄書及び放棄同意書、上訴の取下書及び取下同意書、正式裁判請求の取下書等の訴訟の終了に関する書類、部分判決書等の区分事件審判の終了に関する書類、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成16年法律第63号）第86条第3項の決定書並びに控訴申立て等の上訴の申立てに関する書類を編年体によりつづり込む。

2 第2分類（証拠関係書類）

この分類は、証拠等関係カード、証拠書類及び公判調書（供述）の3群に分け、その順につづる。ただし、証拠書類群及び公判調書（供述）群を一括して証拠群とし、同群の書類を取調べの順序につづり込むことも差し支えない。

（1）証拠等関係カード群

この群には、冒頭に証拠等関係カードを検察官請求分、弁護人又は被告人請求分、職権分、証拠等関係カード（続）の順につづり込み、次に証拠調手続に関する書類（冒頭陳述書を除く。）及び押収物の還付に関する書類を編年体によりつづり込む。

（2）証拠書類群

この群には、証拠書類及び証拠物たる書面（押収物として保管するものを除く。）

を取調べの順序につづり込む。

(3) 公判調書（供述）群

この群には、公判調書（供述及び検証）、公判期日外における証拠調調書等を取調べの順序につづり込む。ただし、刑事訴訟法第157条の6第4項及び裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第65条第3項に規定する記録媒体は、その性状にかんがみ、記録末尾、上訴申立てに伴い提出された弁護又は補佐に関する書類の直前につづり込むが、記録とは別に保管することも差し支えない。

3 第3分類（身柄関係書類）

この分類には、身柄関係の裁判に関する書類、別件拘束に関する書類、勾留理由開示に関する書類、労役場留置執行指揮通知書等及びこの分類につづる裁判書の副本の送達報告書を編年体によりつづり込む。

4 第4分類（その他の書類）

この分類には、冒頭に弁護又は補佐に関する書類、訴訟能力に関する書類、被害者参加人の弁護士への委託に関する書類（被害者参加弁護士の選定に関する書類を含む。）及び没収保全等に関する書類（裁判書の副本の送達報告書を含む。）をその順につづり込み、次に訴訟費用に関する書類、書類又は証拠物の閲覧及び賛写に関する書類等の第1分類から第3分類まで及び第5分類につづる書類以外の書類並びに送達報告書（1の(1)、3及び5につづるもの）を編年体によりつづり込む。ただし、事件終結後の手続に関する書類及び上訴申立てに伴い提出された弁護又は補佐に関する書類は、記録末尾につづり込む。

5 第5分類（裁判員等選任手続関係書類）

この分類には、裁判員候補者の呼出しに関する書類（呼出状の送達報告書を含む。）、裁判員等選任手続に関する書類並びに選任予定裁判員の選定の取消し及び裁判員等への選任に関する書類を編年体によりつづり込む。

第2 刑事和解記録の編成等

1 刑事和解記録の編成

(1) 刑事和解記録には、次の書類を関係する書類ごとに編年体によりつづり込む。

和解の調書記載申立書、代理及び資格証明関係書類、和解調書、更正決定書、秘密記載部分の閲覧等の制限の申立書（犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律（平成12年法律第75号。以下「犯罪被害者保護法」という。）第20条第2項、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第92条第1項）、秘匿申立書（犯罪被害者保護法第21条、民事訴訟法第133条第1項）並びに秘匿事項記載部分の閲覧等の制限の申立書（犯罪被害者保護法第21条、民事訴訟法第133条の2第2項）

(2) 次の書類については、(1)の定めにかかわらず、アとイ及びウとに分けてそれぞれ

別冊とし、原則として、関係する書類ごとに編年体によりつづり込む。

ア 犯罪被害者保護法第20条第2項の規定によりその例によることとされている民事訴訟法第92条第1項の規定による秘密記載部分の閲覧等の制限の申立てがされた書類

イ 秘匿事項届出書面（犯罪被害者保護法第21条、民事訴訟法第133条第2項）及び犯罪被害者保護法第21条において準用する民事訴訟法第133条の2第2項の規定による秘匿事項記載部分の閲覧等の制限の申立てがされた書類

ウ 犯罪被害者保護法第21条において準用する民事訴訟法第133条の4第2項の許可の裁判の確定に伴い、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する規則（平成12年最高裁判所規則第13号）第19条において準用する民事訴訟規則（平成8年最高裁判所規則第5号）第52条の11第6項の規定により提出される許可の対象でない部分を除いた書類及び同規則第52条の13第1項の規定により提出される閲覧等用秘匿事項届出書面

(3) (2)の定めにより別冊とした書類のうち、秘匿の申立て若しくは閲覧等の制限の申立てが取り下げられ、又はこれらの申立ての却下決定若しくは秘匿決定の取消決定若しくは閲覧等制限決定の取消決定が確定して、閲覧等の制限がされる部分がなくなったものは、(1)の定めに従ってつづり込む。

2 刑事和解記録の謄本の作成時期

事件記録の第1分類の公判調書（手続）群につづる刑事和解記録の謄本は、民事訴訟法第51条第2項に規定する公判調書の記載に対する異議申立期間経過後、速やかに作成するものとする。

第3 併合事件記録等の取扱い

1 併合事件記録の取扱い

(1) 第1回公判期日開始前の事件（公判前整理手続に付する旨の決定がされた事件を除く。）が併合された場合には、併合された事件の起訴状及びその謄本の送達報告書は併合した事件記録の第1分類の起訴状群の末尾に、その他の書類は該当箇所につづり込む。

(2) 公判前整理手続に付する旨の決定がされた事件又は第1回公判期日開始後の事件が併合された場合には、併合された事件記録は、一括して併合した事件記録に添付する。

2 控訴審における第一審事件記録の取扱い

第一審事件記録は、控訴審事件記録の第1分類の直前に一括してつづり込む。

3 抗告事件記録等の取扱い

抗告審から送付された抗告事件記録等は、抗告等の対象となった裁判書の直後に一括してつづり込む。

付 記

1 実 施

この通達は、刑事訴訟法及び検察審査会法の一部を改正する法律（平成12年法律第74号。以下「刑訴法等改正法」という。）並びに犯罪被害者保護法の施行の日（平成12年11月1日）から実施する。ただし、記第1の2の(3)のただし書は、刑訴法等改正法第1条中刑事訴訟法第157条の次に3条を加える改正規定（同法第157条の4に係る部分に限る。）の施行の日から、記第3の2の定めは、平成13年1月1日から実施する。

2 通達の廃止

平成4年8月21日付け最高裁総三第29号事務総長通達「刑事訴訟記録の編成について」は、平成12年10月31日限り、廃止する。

3 経過措置

右とじで事件記録を編成した場合における丁数を付す位置については、なお従前の例による。

付 記（平17.2.24総三第000020号）

この通達は、不動産登記法（平成16年法律第123号）の施行の日（平成17年3月7日）から実施する。

付 記（平17.8.19総三第000566号）

この通達は、平成17年11月1日から実施する。

付 記（平18.9.1総三第001103号）

この通達は、平成18年10月2日から実施する。

付 記（平20.10.27総三第001000号）

この通達は、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成19年法律第95号）の施行の日（平成20年12月1日）から実施する。

付 記（平21.3.10総三第000257号）

1 実 施

この通達は、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成16年法律第63号）の施行の日（平成21年5月21日）から実施する。

2 経過措置

この通達の実施前に終結した事件について提出され、又は作成された総合法律支援法（平成16年法律第74号）第39条第2項第2号に定める費用の額の算定に関する書類の編てつ箇所については、なお従前の例による。

付 記（平28.11.22総三第219号）

この通達は、刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成28年法律第54号）附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日（平成28年12月1日）から実施する。

付 記（平30.5.11総三第92号）

この通達は、刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成28年法律第54号）附則第1

条第4号に掲げる規定の施行の日（平成30年6月1日）から実施する。

付記（令2.11.27総三第227号）

この通達は、令和3年1月1日から実施する。

付記（令5.1.18総三第328号）

この通達は、民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和4年法律第48号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（令和5年2月20日）から実施する。